



■2015年_第1回定例会（第1日目）

【一般会計補正予算に関する会派代表質疑】（2015.02.26）

◎【19番陣内泰子議員】 それでは、社会民主党・生活者ネットワーク・市民自治の会を代表して、第13号議案、2014年度八王子市一般会計補正予算について、第16号議案、2014年度八王子市介護保険特別会計補正予算について、及び第24号議案、圏央道八王子西インターチェンジ関連整備工事委託契約の変更についての3議案について、まとめて行います。

まず、八王子駅周辺整備積立基金についてです。この基金は、昨年6月、第2回定例会で突然提案されたものです。2013年度の黒字分を八王子駅周辺整備という特定の財布に確保するというもので、事業の中身については、駅前広場整備、旭町・明神町の再開発、マルベリーブリッジ延伸、医療刑務所跡地の整備という事業で説明されています。しかし、それぞれの事業の精査がないまま、お金だけを積んでいくというのは、まさにお金があるから事業をするといった本末転倒したやり方であり、特定の使用にのみ使うことができる基金ではなく、財政調整基金に積んでから事業検討をすべきであるとのことから反対をいたしました。

そのとき、副市長は、余裕のあるときにという答弁をされ、今の八王子市の財政事情は余裕があるんだと本当にびっくりいたしました。でも、本当にそうでしょうか。一例を挙げるならば、教育費は多摩26市中で最低の水準です。中学校において国の基準財政需要額さえ満たしていないのは八王子市のみです。もし余裕があるなら、こういったところにこそ改善すべきではないかと思っています。

なかなか市民生活の現状を改善することなく、今回、またさらにこの基金の積み立てが4億円の増額補正として提出されました。4億円という金額についてですが、当初は地方消費税交付金実績見込みで10億円余り税外収入として確保されるとのことから、それを当てにして12億円の基金を積むという説明でありました。消費税アップによる交付金増、つまり、5%から8%への地方消費税アップによって市民生活が大変苦しい状況になっている。そうした中で支払われている、消費税というこの果実を、市民の社会保障の充実とはほど遠い道路整備などのハード事業に積み立てるという構図です。そこで、午前中の質疑においては、事業費算定はできず、基金の上限も示されませんでした。このような進め方は大変問題だと思います。

この八王子駅周辺整備に関しては、2010年12月に八王子駅前広場改善検討協議会から報告書が出されています。その中では、中長期整備としてマルベリーブリッジの延伸、駅前広場改善、地下広場改善などが挙がっていました。そのような中で、なぜマルベリーブリッジの延伸事業がバスやタクシーベイの広場改善に先立って事業実施の一步を進めようとするのか、その選択の根拠をお答えいただきたいと思います。

マルベリーブリッジの延伸についてです。東放射線延伸が先行して行われ、完成をしています。この事業を短期計画として実施することの目的として、京王プラザホテル前の横断歩

道の安全性が挙げられたのですが、その点について、これまでの議会の議論の中で、私は警察から入手した具体的なデータに基づき、それほど危険な場所ではないこと、また、ブリッジではなく信号で対応できるなどという議論に対し、市はほとんど検証することなく、また、危険の認識についても、過去において警察から聞いたということだけで事業を実施したことは、議会軽視も甚だしいといえます。

さらに、今設置されているエスカレーターに関しても、東京都の産業交流センターの建設との関係で移設もあり得ると市自体が認識しているような事業を実施してしまったわけです。急がなければならない理由は、危険があるからではなく、他にあったわけです。サザンスカイタワーの保留床取得のためにまちづくり交付金を 20 億円先食いしてしまったので、交付金事業が終了する 2013 年度末までに何としてもマルベリーブリッジをつくらなければならなかったという事情が、その背景です。このようなことを踏まえて、さらにマルベリーブリッジの延伸を目的とした基金を増額するのは、余りにも一方的な事業の進め方といえます。

そこでお尋ねいたしますが、このマルベリーブリッジの延伸に関する全体計画は、さきに取り上げた報告書に台形型のブリッジとしてイメージ図が描かれているのですが、それはあくまでも検討委員会の報告です。延伸をするにしても、どういったブリッジにしていくのか、ブリッジにすることによる費用対効果、また商業者への影響、はたまた、このブリッジの必要性、そのことについてどんな議論を今まで進めてきているのでしょうか。基金を積んで事業実施をするというのであるなら、それなりの計画があるかと思えます。どのようになっているか、具体的なブリッジの説明をお願いいたします。

最後に、駅前まちづくりのコンセプトについてお伺いいたします。検討委員会では、だれもが使いやすい八王子駅前広場を目指してというのがコンセプトであったと思います。また、以前から回遊性のある、ミドルシニアが歩いて楽しめるまちといった議論もあったように思います。石森市長自身、この駅前広場整備に関してのコンセプトをどのようにお考えなのか、お聞かせください。

また、消費税増税は社会保障の充実に使うとされていながらも、実際は、拡充に充てられたのは消費税増税分の 10 分の 1 でしかないという現実がある中、消費税増税によってふえた税収の使い方として、少しでも介護や保育などの市民生活の安心につながるような事業に充てるべきではないでしょうか。この点についても含めてお答えいただきたいと思えます。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援についてです。これは、国の 2014 年度補正予算において、現下の経済情勢等を踏まえた生活者、事業者への支援として 1 兆 2,054 億円、そして地方が直面する構造的課題への実効ある取り組みを通じた地方の活性化に 5,813 億円計上されたもののうち、交付金化したものの新規事業であります。

こういった補正予算を組んだ背景として、専修大学の町田俊彦さんは、アベノミクスでは企業の収益改善が優先され、トリクルダウン効果によって雇用、賃金の改善が見られるとしているのだが、実質賃金は低下を続け、その結果、家計は生活防衛のため消費を抑制せざるを得なくなっていることから、消費刺激に重点を転換せざるを得なかった結果であると言っています。

つまり、大企業優遇を柱とするアベノミクスは、物価上昇をもたらしたけれども、賃金アップにはつながらず、家計を一層疲弊させてしまったわけです。これでどうして、この道し

かないなどと言えるのでしょうか。アベノミクスの実現不可能性を繕うための交付金であることを踏まえておく必要があります。その上で、使い方は各自治体に任されています。

市は、例示されているプレミアム付商品券販売に加えて、生活支援に重点を置くとして、子育て世帯に対し、18歳以下の子ども1人に対して2,000円、75歳以上の高齢者1人に対して1,000円の商品券を配るとというのが事業内容です。

そこでお尋ねいたしますが、こういった商品券を配るとするのは、これまでも地域振興券の販売ということで過去にも事例があります。また、そういう中で、その効果は余りなかったともいわれているわけですが、実際は八王子においてどうだったのか、お伺いしたいと思います。過去の地域振興券を配布したときの効果と、そしてまたそれをどう評価しているのか、お聞きいたします。

また、プレミアム付商品券の販売に加えて、独自事業としての子どもと高齢者への商品券配布があります。これについては、これまでも、今年度、生活支援として同様の子育て世帯臨時特例給付金並びに臨時福祉給付金というものも実施されているわけです。このこととどう違うのか、何が違うのか、そして、あえてこのような事業を選択した理由についてお伺いをいたします。

国は、生活支援等については、特定の商品、サービスに対する支出に関する負担軽減につながるものとして、かつ低所得者への生活支援を原則とするというような指示をしております。こういった国の方針に対して、市はどのように対処したのか、その点についてもお伺いいたします。

そして、この事業は総体としては4億6,800万円余りの事業です。一般財源からも6,000万円ほど支出となっております。費用対効果というか、この支援の効果をどのように期待をしているのか、この点について市長にお伺いをいたします。

次に、介護人材確保、定着支援についてです。この事業も国の地域活性化に向けた交付金の対象事業です。慢性的な人手不足である介護現場に対し、人材育成に市が直接関与することは歓迎すべきことです。しかし、この超高齢社会にあって、今後も介護職員の不足は全国で30万人とも予測されている現状を、まずどのように認識されているのか、その点をお伺いいたします。

なぜ介護離職者が一般職に比べて多いのか。介護保険の実施者として、この点、どのように把握されているのでしょうか。そして、介護現場が安定的に運営されるように、市としてどういった対応が必要とお考えなのか、まずお伺いいたします。

これまでも処遇改善の取り組みはなされてきました。2010年度、2011年度の2カ年にわたって、国が介護職員処遇改善交付金を、介護報酬の別建てで行ってきました。このときは月平均1万5,000円程度の賃金アップをということで、手を挙げた事業所に処遇改善計画を出させ、それが実施されれば、加算として認めるというものであったとありました。しかし、実際には、国が期待したような処遇改善には至らなかったともいわれています。2012年からは、その処遇改善加算が介護報酬の中に組み入れられました。

そこでお尋ねいたしますが、このときの処遇改善加算で、介護現場で働く人の賃金がどれぐらい上がったと試算されているのでしょうか。また、把握しているのでしょうか。そして、それは介護現場で働く当事者の働く人の手元にきちんと行き渡っているのかどうか、その点も確認されているのか、お伺いいたします。

今回の人材確保事業についてです。現在も介護人材の初任者研修の実施はいろいろなところで行われています。そういった事業と、今回の人材確保事業は何がどう違うのですか、お伺いいたします。

経済的理由等によってすぐに働かなければならないような人でも、研修を受けて資格がとれるような仕組みになっているのかどうか、この点も含めてお答えいただきたいと思います。

介護保険特別会計についてです。保険給付費が6億6,000万円の減になっています。つまり、これはそれだけサービスが使われなかったということです。第5期介護保険事業計画期間である2012年度では、それが8億8,000万円、2013年度では13億8,000万円となっています。それぞれ大きな金額です。それだけサービスが使われなかった。そこで、今年度分についてお聞きしますが、このような残が出る原因をどのように分析しているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

利用者にとって使いづらい、あるいは生活のため利用抑制が働いている、利用者が使いたいサービスがないなどがその背景にあるとも考えられるのですが、この点も含めてお答えください。

次に、介護事業計画の進捗についてです。地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、また、複合型サービスの整備が予定どおりには進んでいません。参入事業者がないということなのかもしれませんが、それでは済まないのではないのでしょうか。スピードを持って介護事業計画の実施を遂行していく、このことが自治体に求められています。参入事業者がないのなら、その原因、そして対策を立てて、速やかに遅滞のないように計画を進めていかなければなりません。

地域によって高齢化率が40%を超えているところが幾つもあります。その意味で、まさに待ったなし。計画を計画で終わらせないためにも、介護保険制度をどう安定的に運営していくのか、運用していくのか、上乘せ、横出しなども視野に入れ、かつ、一般財源の投入も柔軟に検討していく必要があるかと思います。介護保険制度の実施責任者として今後の取り組みと課題についてお考えをお聞かせください。

圏央道八王子西インターチェンジ関連整備工事委託契約の変更についてです。西インターチェンジの早期フル化については、川口物流事業を加速させるものであり、また西インターから出てつながる北西部幹線道路については、新滝山街道とほぼ並行して走っていることもあって、災害のときの予備道路としての位置づけも、その必要性に疑問を持っているところです。私どもは、急ぐ事業としての位置づけをしておりません。

今回の議案は、労務単価などの高騰や、工事の変更によるとして、8.2億円もの追加負担分が生じたことによる対応を求めるものです。なぜ工事内容が変更になるのか。計画当初の見積もり等に何らかの問題があるのではないのか、疑問に思っております。契約後の変更だと、前の議員の質疑の中で説明がありましたが、改めてもう一度、どうしてこういった事態になっているのか、その理由をお伺いいたします。

事業費増による契約金額の変更という今回の案件については、既にさきの代表質疑の中でお答えもあったところです。資料によると、資材の高騰や設計単価、労務単価の高騰等で事業費が142%から275%へとはね上がっている事例も示されています。しかも、この傾向は長く続くだろうとも予測されています。ということは、この西インターチェンジの整備をやったあと、それに引き続き検討されている川口物流の工事費や、北西部幹線道路整備の費用

なども大きくはね上がることは目に見えているのではないのでしょうか。

西インターチェンジ整備の工事費が、何と当初計画の3倍近くにはね上がっている。理由がいかなるものであっても、このように当初計画と大きく乖離する事業は、一旦凍結あるいは中止といったことも考えるべきだと思っております。この点についての市長の御見解をお答えください。

次に、第22号議案、八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例設定についてです。ことし1月7日の八王子市都市計画審議会で大店イオンの参入が計画されているこの地区の都市計画決定がなされ、15日に用途地域等の変更及び地区計画決定の告示がなされました。そして、その地区計画を条例に位置づけるというのが今回の議案になるのですが、条例化する目的は何なのでしょう。まずお聞きいたします。

この八王子インター北地区は、市の中心市街地の北わずか3キロのところに位置していることから、この地区での大型商業施設の開設は、中心市街地を空洞化させると懸念されております。ちょうど1年前の都市計画変更素案の説明会においても、商業者等には事前の説明もなく、調整もなく、一方的であるとして、再考していただきたいという要望が、昨年4月、市に届いているところです。

そして、昨年11月に行われたこの都市計画案についての縦覧では、賛成意見は1件、1団体から、反対意見は12通、12団体、並びに181通、34名の声が上がってきております。反対の意見としては、中心市街地との共存に無理があるのではないかという御意見が多くあったことに加え、なぜ商業地域としての用途変更ではなく、近隣商業地域なのかという声も多数示されています。

近隣商業地区とは、近隣の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする位置づけとの説明もなされていることから、建築基準法では1万平米以上の商業施設の建設も可能とはなっていますが、当然、中心市街地とのすみ分けとして売り場面積の何らかの規制等もできるのではないかと考えられます。しかし、残念ながら、そういった議論にはなっていません。

そこでお尋ねいたしますが、なぜこの地区を近隣商業地域と位置づけたのか、お答えいただきたいと思えます。ここを近隣商業地域とすることは、広域交通の要衝という立地条件を生かし、自立都市の実現に資する新しい都市機能の導入といったこの地区の位置づけと矛盾しているのではないかとも思われるからです。

次に、この地域内にある生産緑地の問題です。16ヘクタールという広大な面積のうち、おおよそ1ヘクタールの生産緑地が点在しています。生産緑地とは、30年、農業生産をすることが約束された土地で、都市農業を守る取り組みでもあり、緑地が本来持つ地盤保持や保水などの働きによる災害の防止、及び農林漁業と調和した都市環境の保全などのため、将来にわたり、農地または緑地等として残すべき土地を自治体が指定することにより、円滑な都市計画を実施することを主目的としています。また、一旦指定を受けた土地は、一定の要件を満たす場合のほかは、原則として解除できないことになっています。

このような土地を区画整理事業の中でどうしようというのでしょうか。位置などを変えなければならぬわけで、そのことは八王子の持続可能な農業を推進していくという方針と矛盾するのではないのでしょうか。保全すべき生産緑地を変容させることの意義、その理由につ

いての認識をお伺いいたします。

最後に、中心市街地との関係についてお伺いいたします。中心市街地への影響に関し、インター北地区は車を中心とした広域交通の要衝、一方、中心市街地は鉄道交通の結節点として、それぞれの特色を生かした広域集客による相乗効果が発揮されると説明されています。また、客層も違うのではないかとも言われているわけです。しかし、なかなかその具体的なイメージが伝わっていないのが現実です。そして、そのようなことが両立はあり得ない、そのような事業者の声もたくさん届いているわけです。

そのような中、インター北地区に関しては、イオンの出店をベースに、大まかなまちづくりのコンセプトが示されています。もちろん、私どもはそれをそのまま容認するものではありませんが、行政の意図というか、出店側の意図はある程度わかります。しかし、一方、中心市街地のまちづくりに関しては、その全体像が見えないというか、行政としてどういったコンセプトで、この中心市街地を活性化していきたいのか、いくのかというのが見えてきていません。まちづくりがばらばらしているといった印象を受けるのも、そのせいでしょう。そこで行政としてどういった中心市街地にしていきたいのか、市長のお考えをお伺いして、代表質疑を終わります。

◎【小林信夫議長】 道路交通部長。

◎【西山忠道路交通部長】 マルベリーブリッジについての御質問にお答えいたします。

マルベリーブリッジの延伸についての根拠でございますが、バス、タクシー乗り場の改善計画とともに、八王子駅前広場改善報告書の中で中長期的な位置づけにされております。今後、整備方法や優先順位を検討していくこととしております。

次に、全体計画についてでございますが、八王子駅前広場改善報告書の作成に当たっては、町会、商店街、市民の方々の参加をいただき、検討を行った結果でございます。今後、計画を立て、できることから進めていくこととしております。

最後に、費用対効果、並びに必要性についてでございます。マルベリーブリッジの東側延伸につきましては、当初、当路線を利用する歩行者の約7割の方がマルベリーブリッジを現在利用してございます。

今後の延伸計画につきましても、デッキを渡ることでの利便性、安全性が格段に向上するものと考えてございます。

◎【小林信夫議長】 都市戦略部長。

◎【伊藤紀彦都市戦略部長】 地域振興券事業や臨時給付金と今回のプレミアム付商品券事業との違いは何かという御質問です。平成11年度に実施された地域振興券事業は、全額公費負担により振興券を交付するものでした。今回の事業は、プレミアム付商品券を市民の皆様にご購入いただき、購入額の2割分のプレミアムを公費負担するものです。また、臨時給付金は、消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担を緩和するための事業であります。

臨時給付金につきましては所得制限がありましたけれども、今回の事業ではその制限をせ

ず、地域の消費喚起に加え、広く、お子さんのいる世帯や、高齢者の方々の生活支援を行うという考えに基づき実施するものでございます。

次に、生活支援の対象を低所得者としていることとの整合性はとの御質問でございます。国は、交付金を充当する事業をどのように実施していくかは、各地域の実情を踏まえた各自治体の判断に委ねることとしております。本市といたしましては、子育て世帯の支援、さらに高齢者世帯に対する応援といたしまして、今回の生活支援が必要であると判断したものでございます。

◎【小林信夫議長】 産業振興部長。

◎【高橋政雄産業振興部長】 私からは、平成 11 年度の地域振興券における予算や、その効果、また、どのように評価しているかとの御質問ですが、地域振興券は予算額として 24 億 8,600 万円を計上いたしました。その効果でございますが、国が全国的に行いましたアンケート調査によると、地域振興券により喚起された消費の純増加分が、商品券の総額の 32% 程度であったと発表がございました。本市の決算額で申しますと、商品券の総額が約 21 億 5,000 万円でございますので、その 32% を掛けますと、約 7 億円の新たな消費喚起があったものと考えられ、地域経済への大きな効果があったと評価しております。

◎【小林信夫議長】 福祉部長。

◎【豊田聡福祉部長】 私のほうから、介護人材確保と、それから介護保険制度についてお答えいたします。

まず、介護人材不足の認識、それから介護事業者の現状に関する課題、その対応についての御質問をいただきました。介護人材不足については、深刻な問題であるというふうに認識しているところでございます。本市が実施しました市内介護サービス事業者 171 社を対象とする調査では、職員が不足する主な理由としましては、応募がなかったが 47%、短期間で退職していくための 30% と高い割合となっているところでございます。今回の本事業につきましては、このような課題、認識のもと、不足している介護人材の確保として、希望する者を市内介護事業者に派遣して訓練を行い、同時期に資格を取得してもらうことで、派遣された介護事業者または市内の介護事業者での直接雇用に結びつけていくものでございます。

従来 of 事業との違いという御質問でございますが、従来の人材育成事業につきましては、2 級ヘルパーのレベルアップの研修ということで、これは実際に働いている方を対象にしておりますけれども、今回は、新たに研修を受けながら、資格取得につなげる点が違いというふうになっております。

続きまして、介護職員処遇改善加算が反映されているのか、それをどのようにチェックしているかという御質問でございますが、市で確認できるのは地域密着型サービス事業者で、現在、49 の事業者中、46 の事業者がこの加算を申請しております。平成 25 年度につきましては、法人別単純平均で 1 人当たり月額 1 万 6,700 円に相当する賃金の引き上げが行われるなど、処遇改善が図られております。

また、この加算を算定する事業所につきましては、毎年 7 月までに前月分の実績報告書を

市に提出するよう義務づけられており、この実績報告書を審査することで、職員の処遇が確実に改善されているかの確認を行っているところでございます。

続きまして、給付費の不用額の原因との御質問でございますが、今回の補正予算における給付費の減額については、利用人員が当初の予測を下回ったことによるものが主な原因というふうに考えております。利用者控えという話もありましたけれども、これについては実態をつかむことはなかなか難しいと考えておりますが、このような方がいらっしゃる場合には、高齢者福祉課や高齢者あんしん相談センターで相談を受ける等の体制を整えているところでございます。

最後に、第5期介護保険事業計画の予定どおりに行われなかった事業につきましては、来年度から始まる第6期介護保険事業計画に反映しているところであり、期間内に着実に実現を図ってまいりたいと考えております。

◎【小林信夫議長】 拠点整備部長。

◎【池内司拠点整備部長】 圏央道八王子西インターチェンジ関連整備工事委託契約の債務負担行為限度額の金額変更についての御質問でございますが、まず、設計の変更につきましては、用地買収協議時に出された地権者からの機能回復道路のさらなる拡張の強い要望に対応すること、また交通管理者との協議により、視距の確保のため、ボックスカルバートのサイズの変更を行うもので、どちらの変更も妥当なものであると考えております。

また、上限金額の変更につきましては、中日本高速道路株式会社の近年の契約実績を参考に、協定金額の上限額を変更するものでございます。

次に、八王子インター北地区地区計画に関連しまして、保全すべき生産緑地を土地区画整理事業のために位置や形質を変える必要はあるのかとのことでございますが、土地区画整理事業は公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等を行う事業となっております。土地区画整理事業地内の生産緑地につきましては、区画整理後も生産緑地として残ることになりますが、換地により、位置、形質は変わることになります。

◎【小林信夫議長】 都市計画部長。

◎【駒沢広行都市計画部長】 地区計画を条例化する目的についてでありますけれども、本条例は建築基準法において定めることとなっており、それによって強制力が付与されることで、都市計画法に基づく地区計画を定めた内容などを実現を担保することを目的としております。

なお、今回を除く地区計画で定めた108地区について、すべて条例化しているところでございます。

続きまして、八王子インター北地区の用途地域が、なぜ商業地域でなく近隣商業地域であるのかというお尋ねでございます。用途地域を定めるに当たっては、市の用途地域等の指定方針、指定基準に基づいて行っており、商業地域では都市計画マスタープランにおいて、都市中心地点に位置づけてある中心市街地、また地域振興拠点のうち、主要な駅周辺地区を指

定することとしております。

一方、近隣商業地域では、地区拠点及びその周辺地区の区域を指定することとなっておりますので、今回の八王子インター北地区につきましては、都市計画マスタープランで地域拠点としての位置づけとなっておりますから、この指定基準にのっとり、都市計画変更を行ったものでございます。

◎【小林信夫議長】 石森市長。

◎【石森孝志市長】 それでは、19番、陣内泰子議員の質問にお答えいたします。

まず、八王子駅周辺のまちづくりについてであります。都市間競争の中で、活力と魅力あふれるまちづくりのために、まちの顔であります八王子駅周辺の整備は極めて重要であると考えております。

八王子駅周辺整備基金に積み立てることについての御質問であります。本基金の対象事業の1つである旭町・明神町地区周辺まちづくりにつきましては、現在、東京都において産業交流拠点の基本計画の策定が進められており、事業化に向けた取り組みが進められております。その他の八王子駅周辺整備に係る事業につきましても、一定の進捗が見られ、これら、本基金の対象としている事業が集中する時期に、介護や子育てなど、他の行政サービスへの影響を考慮し、あらかじめ本基金に積み立てるものであります。

続きまして、プレミアム付商品券事業に期待する効果は何かとの御質問であります。本事業につきましては、国が緊急経済対策の一環として交付金を創設したことを受けて実施するものであります。本事業の実施により、市内の消費を喚起するとともに、子育て・高齢者世帯の生活支援につながるものと考えております。

圏央道八王子西インターチェンジについてであります。防災機能の向上や、西部地域のまちづくりに資する重要な基盤整備であると考えております。多くの市民の皆様から、早期供用の強い要望を受けており、私が掲げる攻めのまちづくりを展開していく上での重要な事業であるため、確実に推進し、市民の期待に応えてまいります。

最後に、中心市街地の活性化へ向けて、市としてはどのような取り組みをしていくかとの御質問であります。インター北地区と中心市街地は、それぞれの強みを生かしたまちづくりを行うことによって両者の魅力が高まっていくものと考えております。中心市街地の魅力あるまちづくりに向けて、中心市街地活性化基本計画に位置づけた事業を引き続き積極的に進めてまいります。

1. 八王子バイオマス・エコセンター、どうなる？どうする！

(1) 今までの対応に問題はなかったか

- ア. 苦情対応
- イ. 事業者の対策
- ウ. 市の取り組み

(2) 今後の方向性

- ア. 改善計画

イ. 検証の仕組み

2. 超高齢社会での暮らしの安心・安全はいずこに

- (1) 介護保険制度が変わる!?
- (2) 八王子の現状と分析
- (3) これからの課題

3. 若者が希望のもてるまちづくり

- (1) 中学校卒業後の居場所
- (2) ひきこもり等の若者への支援
- (3) 自治体としてできること